

意見書

平成13年11月19日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 103 - 0015

住所 (ふりがな) とうきょうとちゅうおうく にほんばしほこぎまちょう 東京都中央区日本橋箱崎町24 - 1

氏名 (ふりがな) びー・びー・テクノロジー株式会社 ビー・ビー・テクノロジー株式会社

だいいょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし 代表取締役社長 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成13年10月31日付け情審通第210号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見の申し出

ビー・ビー・テクノロジー株式会社

平成 13 年 11 月 19 日

東西 NTT の建物へのコロケーションおよび光ファイバの保留期間の変更等にかかわる接続約款変更案に対する意見

1. 接続約款変更案の附則（遡及適用）に関して

弊社は、本接続約款変更案の附則（遡及適用）について反対を表明いたします。コロケーションおよび光ファイバの接続申し込みのルール変更をすでに調査申込がなされているものに対して遡って適用することは、契約における事業者への不利な遡及適用を強いるものとして、法の精神に反していることは明らかであり、賛成できません。接続申し込みのルールを遡って適用することは、例えて言えば競技の途中で試合のルールを一方的に突然変更するようなものです。

このような法の秩序を無視した接続約款の変更が実施されるとしたら、接続事業者は、すでに接続申し込みを行い、推進している事業計画の大幅な変更を余儀なくされてしまい、莫大な損害が発生することは必至です。ルールを変更する必要があるのならば、新しいルールは、約款改定後の新規接続申し込みから適用すべきです。

東西 NTT は、接続約款変更を遡及して適用することは、過去にも前例があり、制度的になんら問題はないとの見解を示しておられますが、東西 NTT が過去の前例としてあげている接続料金の遡及清算は、東西 NTT にとって不利なものでも利用者たる事業者にとって明らかに有利なものであり、問題が顕在化されなかったことから慣例化されてきたのであり、今回の接続約款変更案のような明らかに事業者にとって不利な内容を一方的に規定する突然の変更とは明らかに異質のものです。

東西 NTT は、すでに現行約款規定に基づいて調査申込がなされているものに対しても遡って変更後のルールを適用する理由を明確化すべきと考えます。

2. コロケーション手続きの変更内容について

工事期間中を有償とすること、及び工事期間を3ヶ月に規定することについて反対します。

東西 NTT は、接続約款変更の認可申請を行う理由として、「ネットワークリソースの効率的な利用及び多くの他事業者による公平かつ適正な活用を進めるため」と説明されていますが、工事期間中を有償とすることは、東西 NTT の収入増加になるのみであり、ネットワークリソースの効率的な利用になんらの効果ももたらすものではないと考えます。

また、全国規模でのサービスを展開する DSL 事業者は、同時期に非常に多くのコロケーション工事を東西 NTT の電話局舎において平行して行わざるを得ないことから、工事期間を3ヶ月に規定してしまうことは、不可能な負担を強いるものです。

それらの多数の工事を着工から3ヶ月以内に完了させることは、工事要員、機材の確保等の面から対応が不可能といわざるを得ません。

3. 東西NTTが優先的に行うべき事項

現在、国が率先して推進しておられる「国内における通信事業の公正な自由競争」を確保する観点から見れば、本来、東西NTTによる具体的かつ即時的な情報公開が不可欠の要素であり、その情報公開が不十分である現在において、今回の約款変更案の目的たる「設備の公平かつ適正な活用」という考え方は、むしろ自由競争を阻害する要因となりかねないと懸念いたします。

東西NTTは、保有する設備のインベントリーを実施し、その結果を情報公開し、東西NTTがフレッツADSLなどの自社のサービス用として確保している設備の数量が適切かどうか、あるいは、東西NTTが接続事業者のコロケーション用として提供可能としている数量が適切かどうか、客観的な評価が必要であると考えます。

東西NTTは、コロケーション用のリソースが不足していることを認識している、あるいは、不足することを予測しているのであれば、例えば、次のような施策を行い必要となるスペース等を確保し、DSL事業者等の相互接続申し込みに十分に応えられるようにすることが優先事項であると考えます。

- ・ 老朽化した設備あるいは、未利用設備の撤去
- ・ NTT関連企業等が建物内で工事事務所などに使用している場所の返却要求
- ・ 電源設備やMDF設備の増設
- ・ NTTの設備基準の見直しによる設備、建物等の効率的な利用

4. 弊社のDSL事業展開について

弊社が現在、東西NTTへ行っているコロケーション申込について、ご説明いたします。弊社は、北海道から沖縄県まで全国でのDSL事業の展開を進めています。事業計画、必要となるコロケーションスペースの調査申込を行い、コロケーション可能の回答を受領したのについて弊社は、定められた期間内に、順次工事の着工に取りかかり、設備の設置を行っております。

弊社は、現行の定められたルールに基づき、総務省殿が掲げておられる「全国で常時接続可能な高速ネットワークインフラの構築」の速やかな実現に向けて全国規模の事業展開を進めているところです。

5. おわりに

審議会におかれましては、本接続約款変更案について十分にご審議頂き、公正なご判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上